

第 88 回神戸市個人情報保護審議会 議事録

1. 日 時 平成 30 年 9 月 6 日（木）14 時 00 分～16 時 20 分
2. 場 所 神戸市役所 1 号館 14 階大会議室
3. 出席者
 - (1) 審議会委員（敬称略・五十音順）
荒川雅行、大井義規、小野裕美、門野隆弘、柴田眞里、灘本明代、西村裕三、若松高志
 - (2) 実施機関の職員
危機管理室地域安全推進担当課長
保健福祉局健康部健康政策課担当課長
保健福祉局健康部斎園管理課長
保健福祉局健康部斎園管理課斎場管理センター長
保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課長
こども家庭局こども企画育成部こども家庭支援課担当課長
こども家庭局こども家庭センター副所長
環境局事業部業務課長
地方独立行政法人神戸市民病院機構神戸市立医療センター中央市民病院事務局情報企画課長
ほか
 - (3) 事務局の職員
市民参画推進局参画推進部長、市民情報サービス課長、企画調整局情報化戦略部担当課長
ほか
 - (4) 傍聴者
なし
4. 議 題
 - (1) 審 議
 - ①交通事故リスク情報整備業務の実施に伴う交通事故データの分析について
 - ②市民 PHR（パーソナルヘルスレコード）システムの構築について
 - ③神戸市立斎場予約システムの構築について
 - ④福祉医療システムサブシステムの構築について
 - ⑤産婦健康診査の実施について
 - ⑥児童相談システムの改修について
 - ⑦大型ごみ受付におけるインターネット受付導入について
 - ⑧臨床研究支援ツールの導入について
 - ⑨神戸市ホームページ・意見募集（パブリックコメント）に係る意見送信フォームの設置について
 - (2) その他
 - ①処理システムへの情報項目の追加について（報告）

5. 議事要旨

(1) 審 議

①交通事故リスク情報整備業務の実施に伴う交通事故データの分析について

危機管理室から、交通事故リスク情報整備業務の実施に伴う交通事故データの収集について、条例第7条（収集の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委 員 ただいまの説明につきまして、ご質問等ありましたらお願いします。
- 委 員 ささまざまな要素から分析をした統計データからリスクの高い場所を表示できるとありますが、具体的にはどのように表示されるのですか。
- 危機管理室 資料の図の例では、色の濃い部分は事故の発生頻度が高い箇所です。ただし、事故データをそのまま表示すると個人情報が分かってしまうので、任意の条件を混ぜたりして、より具体的な事故のイメージを伴った図を表示できるようになります。
- 委 員 事故対応とか速度とか通行目的とか、かなり細かい情報項目もありますが、そういう項目も条件付けに入ってくるのですか。
- 危機管理室 条件設定次第でそのようにもできるということですが、基本的には小学生や児童・幼児への啓発に使用したいと考えているので、登下校の時間帯や天候など、分かりやすく明示できるものを作り上げたいと考えています。
- 委 員 項目の中に表示に必要なものがないものが、含まれていることはないのですか。
- 危機管理室 今回の事業には予測モデルというものもありまして、過去に実際に起きた事故を分析するだけでなく、さまざまな事故データを分析することによって、例えば道路形状が似ているとか、実際に事故が起きていなくてもこういう箇所は事故が起りやすい場所だと、そういうところも含めて神戸大学で分析してもらうことになっています。より多くの情報によって予測精度が高まると期待しています。
- 委 員 全て必要な項目だということですか。
- 危機管理室 そうです。
- 委 員 条件設定をすることで、地図上に現れる表示は変わっていくということですね。

- 危機管理室 そうです。
- 委 員 取得するデータを見る限り、個人情報とは言い難いのではないですか。番号か何かで紐付けされていたりするのですか。例えば、個人にナンバーを振っているとかはないですか。
- 危機管理室 頻繁に生じている事故現場であれば、個人の特定はできませんが、例えば住宅街の中での事故や、特に北区や西区など事故が少ない地域で生じた事故など、不特定多数の方すべてに分かるということはなくとも、地域の方にとってはその場所を特定するだけで、誰の事故か分かってしまう恐れがあります。今回の案件では、日付や時間帯の情報も全て収集する形になるので、個人情報という取扱いになるものと考えています。
- 委 員 データは氏名と紐付けされておらず、孤立しているということですね。
- 危機管理室 そうです。
- 委 員 他にご意見はございませんでしたら、この諮問案件について、審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。
幼児・児童に関する事故情報の地図データベースの作成や、小学校区ごとの交通事故の多発箇所や発生条件を分析して地理情報システムで可視化するため、兵庫県警察が保有する交通事故データを収集することは、学校における交通安全教育等に寄与するものであり、公益に資すると認められること、さらに個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

②市民PHR（パーソナル・ヘルス・レコード）システムの構築について

保健福祉局健康部健康政策課から、市民PHRシステムの構築に伴う個人情報の収集、電子計算機処理、及び電子計算機の結合について、条例第7条（収集の制限）、条例第11条（電子計算機処理の制限）、条例第12条（電子計算機の結合の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委 員 ただいまの説明につきまして、ご質問等ありましたらお願いします。
- 委 員 いろんなところのデータを集約してデータベースを構築されるということで、資料ではいろんな箇所で本人の同意を得るとありますが、同意の内容が分かりません。また、資料の図の⑦のところ、これは二次利用になるのではないのでしょうか。そのあたりを明確にした上で本人の同意を得ることに

なっているのでしょうか。それと、APIを使って外部アプリでアクセスできるようにするようですが、これはセキュリティホールになるのではないですか。これだけのデータを集約してくると、もしも漏洩した場合の対処はどのようになるのでしょうか。

○健康政策課 まずデータの二次利用の件についてですが、市が保有するデータについて市民の健康に資する研究であり、匿名化をきちんとして上で利用することは、可能であると認識しています。また、同意書については、アプリやウェブサイトで同意を得ることを前提としています。開発事業者と一緒にできるだけ分かり易く、本人が長々とした同意書を読まなくてもよいように、例えば最近では3段階くらいにページが進んで要点だけ見られる同意書もあるようですので、そういったものに倣ってできるだけ分かりやすいものを作るように考えております。さらに、システムに関しては、現在すでに他の自治体でも使われているものを使っております。そこでは自治体から学術機関に対してAPIを利用した提供を行っており、万全のセキュリティ対策を行ったうえで検証済みのシステムを使うということで、対応したいと考えています。

○委員 セキュリティの件は分かりました。二次利用に関して、神戸市では匿名化したら使ってもよいということですか。

○健康政策課 まず、本システムを使用することについて、ご本人からの同意を得ます。その中には、匿名化処理をしたうえで、研究機関に対して参加いただく同意書も含まれております。研究の場合でも、本人の許諾なしで本人の情報を使うことはありません。

○委員 倫理審査とは学術機関の倫理審査ですか。

○健康政策課 神戸市独自の倫理審査委員会です。学術機関の倫理審査をまず通していただいて、その研究計画書をそのまま神戸市に持ち込んでいただき、神戸市の倫理審査委員会です。そこで承認が得られたものに関して、データの提供をいたします、という意味です。

○事務局 学術研究のための目的外の利用・提供の話かと思えます。それにつきましては条例第9条第1項第4号の目的外の提供ということで、類型の中に研究統計目的のための提供というものがあります。行政機関や大学に限られる話ではありますが、ご本人の権利利益を侵害することにならない範囲に限っては提供することが可能であると位置付けられています。ただ、ご本人が知らない間に情報を提供するのではなく、ご本人の同意を得た上で提供さ

れるという趣旨であると思われます。

- 委員 資料には、利用登録のところで、本人には対面ではなく書式で入力して、パスワードは住所地に送付と書いています。同じ住所で本人ではない人がそれを取得して、本人が知らないうちに登録するという事は起こりえないでしょうか。
- 健康政策課 そういった事を防ぐ対応としては、本人への手渡しにするとか、そういうことが考えられるかと思います。
- 委員 本人限定郵便にすると非常に重たくなるのと、そういったことをよく知らない方はどうするのかといった問題が生じてしまうとは思いますが。病歴など仮に家族であっても教えたくないという人はいると思うので、大丈夫でしょうか。
- 健康政策課 これは年金システムと同様な方法でして、おそらく現状でできるベストな方法なのかなと認識しています。
- 委員 今の点について検討していただけますか。
- 健康政策課 わかりました。
- 委員 もし、私ではないとの申し出があったときはどうするか、対応を考えておいていただけたらと思います。
- 健康政策課 ご指摘ありがとうございます。コールセンターなど設置しておりますので、お問合せに関しては真摯に対応する予定です。
- 委員 他にご質問がございませんでしたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。
市民に対する効果的な保健指導や、健康増進への取り組みを促進するに当たり、市民パーソナル・ヘルス・レコードシステムを構築し、市民個人の健康関連データを集約し、電子計算機処理するとともに、ユーザーや外部アプリとの間でオンライン連携を行うことは、市民の健康の増進や健康寿命の延伸に寄与するものであり、市民サービスの向上に資すると認められること、また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。なお、個人情報の二次利用についてはしっかり説明をする、データの郵送についてもプライバシーに配慮することを、十分踏まえて下さい。

③神戸市立斎場予約システムの構築について

保健福祉局健康部斎園管理課から、神戸市立斎場予約システムの構築について、条例第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。
- 委員 新しいシステムで申請できるのは、登録した業者だけなのですか。8ページには利用者、葬儀業者または市民、と書いてありますが、一般市民が直接申請はできないのですか。
- 斎園管理課 直接市民の方は、入力をできないように考えています。
- 委員 これまでのシステムの時には、市民が予約することはなかったのですか。
- 斎園管理課 これまでのシステムでも葬祭業者が予約するのが前提になっています。棺とか運搬とか、業者が介在しないと個人では火葬の手続きをするということは難しいです。ただ、死産時とかどうしても個人で行いたいという方がいらっしゃった場合、これまでどおり直接事務所に電話連絡をいただいて、事務所で職員がシステム入力のうえ調整をさせていただいて、日時を確定させることで対処したいと考えています。
- 委員 他にご質問がございませんでしたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。
- 神戸市立斎場の使用予約について、インターネットを利用した神戸市立斎場予約システムを構築し、死者や申請者等に関する個人情報を電子計算機処理することは、斎場営業時間外の予約や予約状況の確認、及び火葬証明書等の発行の効率化に寄与するものであり、市民サービスの向上に資すると認められること、また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

④福祉医療システムサブシステムの構築について

保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課から、福祉医療システムサブシステムの構築について、条例第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。
- 委員 レセプトの処理件数は何件ですか。

- 国保年金医療課 年間約 300 万件です。
- 委員 このような、何がエラーなのかを分析してチェックするシステムは、他の自治体でも使われているのですか。
- 国保年金医療課 疑いのリストを出力するような本市でも既に導入済みのレベルのものは、他の自治体でも概ね導入されていると思います。人間の目視点検に代わるシステムは、新しい技術、いわゆる A I とか R P A とか呼ばれるものを使うことになると思われますので、そういったものは、まだこれからというところが多いのではないのでしょうか。
- 委員 では、既存のシステムを導入するのではなく、新たに開発されたシステムということですか。
- 国保年金医療課 はい。いわゆるスタートアップ企業と呼ばれる、新しい技術を駆使しているんな分野に応用していきたいと考える新興の企業の技術を使っていきたいと考えています。
- 委員 システムがレセプト返却と判定したとしても、正答率は 100%ではないと思います。むしろ今までの人手でチェックしていたものよりも正答率は下がるのかなと思うのですが、そのあたりはどうなのですか。
- 国保年金医療課 学習によって精度を上げていくことも今回含まれています。基本的にはリストを出して人の目で確認していきますが、現行のシステムよりももっと絞込みをしてくれます。また、単純なリストアップだけではなく、正しい候補を挙げてくれるようになるので、人間が全件を目で追っていくよりもかなり効率的な点検になるのかなと期待しています。
- 委員 他にご質問がございませんでしたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。
福祉医療費助成に関するレセプトの点検業務を行うに当たり、請求内容の過誤の疑いがあるレセプトを判別するサブシステムを構築し、レセプトチェックについて電子計算機処理することは、正確かつ迅速な点検業務に寄与するものであり、給付の適正化の観点から公益に資すると認められること、さらに、個人情報保護の措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

⑤産婦健康診査の実施について

こども家庭局こども企画育成部こども家庭支援課から、産婦健康診査受診結果のこうべ健

康いきいきサポートシステムへの入力について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。
- 委員 本年 10 月から新たに産婦健康診査が始まるのですね。
- こども家庭支援課 そうです。もともと医療機関で行われている産後の健診に、心のチェックと
いいですか、うつ状態をチェックするためアンケートを導入するという事
業になります。
- 委員 産後うつというのをよく聞きますが、出産後にすぐ健診が始まるという
ことで、もっと早い時期から対処しようとしているわけですね。
- こども家庭支援課 そうです。産後 2 週間から 1 ヶ月で、早期に発見しようとするものです。
- 委員 資料には「関係職員」と「関係者」という単語が出てきます。これらは同じ
意味ですか。
- こども家庭支援課 システムを操作できる職員は限定しておりますが、事前に本庁こども家庭
支援課で登録しております職員しか、鍵を開けることができないように限
定しております。鍵の管理については、係長以上の管理職のみとなっております。
- 委員 用語は統一しておいてほしいです。
- こども家庭支援課 了解いたしました。訂正させていただきます。
- 委員 他にご質問がございませでしたら、この諮問案件について審議会として
の答申の方向性をまとめたいと思います。
妊産婦の健康状態を一元的に把握して必要な支援を行うため、産婦健康診
査の実施結果をこうべ健康いきいきサポートシステムに入力することは、
支援が必要な対象者に対して、適切なサービスの提供を行うことができ、公
益に資すると認められること、さらに、個人情報の保護措置も徹底される予
定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思
います。

⑥児童相談システムの改修について

こども家庭局こども企画育成部こども家庭支援課から、児童相談システムの改修について、条例第9条（利用及び提供の制限）及び条例第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。
- 委員 26ページの図ではFTPを使っていますが、物理環境のところとか児童相談システムについては、市役所内の基幹とか外部とは繋がっていないのですか。
- こども家庭支援課 現在、児童相談システムは全て単系で動いておりまして、平成28年度から仮想化基盤上で作業しておりますので、外とは全く繋がっておりません。
- 委員 そうすると、この福祉情報システムはデータをUSBで持っているから「外」で、児童相談システムは「中」ということになるのでしょうか。
- こども家庭支援課 この図のうちUSBの箇所は、福祉情報システムで現在扱っている情報を全て児童相談システムに入れ込むことを指しています。福祉情報システム内の児童相談機能は今後使わなくなります。
- 委員 それでは、図のこの部分は不要なので、消しておいた方が分かりやすいのではないですか。また、同じ図の虐待ナビシステムについても同じことが言えるのではないですか。
- こども家庭支援課 分かりました。現在、福祉情報システムと虐待ナビシステムを使用しているのですが、これを児童相談システムに移行して、まとめて運用するというイメージですので、基本的には移行後はこれらのシステムは廃止となります。
- 委員 逆に言えば、今までよりセキュリティは上がるということですか。
- こども家庭支援課 そういうことになります。
- 委員 特定妊婦にかかる項目の追加ということですが、具体的にリスクの内容が書かれるのではなく、この人が特定妊婦です、という情報が書かれるのですか。

○こども家庭支援課 現在、区役所では虐待予防という観点で、子供が生まれる前の妊娠の時期からフォローしております。名前や住所やフォロー内容をどんどんシステムに入れていきますが、そこに特定妊婦というカテゴリーを追加させていただくものです。

○委員 特定妊婦というのは、妊娠段階から、出産後に虐待をするリスクがあると想定ができる方ということですか。

○こども家庭支援課 妊娠届を出されたときに、全員に母子手帳をお渡しして面接をいたしますが、そのときにアンケートをして今回の妊娠についてどう思っておられるか、支援者はおられるか、特に十代とか若いときの妊娠とか、そういった情報を得ています。決して決め付けるわけではないのですが、虐待のリスクがあるのではないかということ、また、上の子供に対して虐待の履歴があった場合など、注意して見守ったほうがよいと考えられる場合について、妊娠期から虐待予防ということで、児童相談システムの中にデータとして入れておき、出産後も同じ情報管理の中で集約するというようにしています。

○委員 他にご意見がないようでしたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います
児童虐待に係る相談支援業務を行うに当たり、児童相談システムを改修して、福祉情報システム内の児童相談機能及び虐待ナビシステムの機能を移行すること、出産後に児童虐待のリスクがある特定妊婦に係る項目を追加すること、住民記録システムと連携し最新の住記情報を反映すると共にこうべ健康いきいきサポートシステムと連携し、児童虐待に係る妊産婦や乳幼児の健診情報を取り込むという内容です。これらによって、対象児童又は妊産婦と紐付けて管理することにより、母子の状態を正確かつ迅速に把握することができ、緊急時の早期対応等適切な対応に資することができ、公益に資すると認められること、さらに、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の結論としては、「妥当」といたしたいと思います。

⑦大型ごみ受付におけるインターネット受付導入について

環境局事業部業務課から、大型ごみ受付におけるインターネット受付導入について、条例第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。

○委員 大型ごみの定義とは何ですか。

- 環境局業務課 現在、家庭用ごみは指定袋ということで、最大45リットルのものがあります。それについてはごみステーションに家庭ごみとして出していただきます。それに入らないものは、昔で言う粗大ごみとか荒ごみと呼ばれるものですが、これを大型ごみと定義しまして、有料で回収させていただいています。タンスやベッドなど大型のものです。
- 委 員 資料には品目とありますが、重さとか大きさとか制限はないのですか。
- 環境局業務課 品目によって金額が異なります。袋に入っても重さが5キロを超えるものは大型ごみという扱いになります。
- 委 員 他にご質問がございましたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。
- 市民からの大型ごみの収集希望の受付にあたり、営業時間外の受付や、繁忙期の受付の混雑緩和が可能となり、市民の利便性の観点から市民サービスの向上に資すると認められること、さらに、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

⑧臨床研究支援ツールの導入について

地方独立行政法人神戸市民病院機構神戸市立医療センター中央市民病院事務局情報企画課から、臨床研究支援ツールの導入について、条例第11条（電子計算機処理の制限）及び条例第12条（電子計算機の結合の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委 員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。
- 委 員 REDCap に関して主な機能というところに記載があるのですが、今回は下線部の機能のみ使用するとなっています。これは、将来は下線を引いていない機能も利用するというのでしょうか。
- 病 院 機 構 今後、やはりこのような機能も必要だということになりましたら、これをまた審議会でご審議いただきたいと考えております。
- 委 員 患者基本情報の中で、項目が介護情報となっているものとして、介護度、かかりつけ医、かかりつけ訪問看護ステーション、受けている介護サービスの内容などありますが、介護には歯科情報とか使用している福祉用具とかいろんな内容があると思いますし、リハビリについてもデイサービスなど介護情報の中に含まれるものから急性期のあとに行うものまで様々な内容が

あると思います。かかりつけ医の情報などは神戸市民病院の中だけではなくて別の医療機関の情報も入ってくるので、それをどのように管理していくのですか。

○病院 機構 患者様からお伺いした内容を電子カルテに入力していくのですが、今回、その電子カルテの内容を情報項目として列記しております。ただ今のご指摘のとおり、かかりつけ訪問ステーションとか、本来病院機構で主体的に管理するような情報ではないですが、診療に必要な情報として電子カルテ内で管理されている情報ですので、関係する情報として認識しています。

○委 員 個人情報としてこれらは必要な情報なのですか。

○病院 機構 介護情報については診療科の医師が利用する可能性もありますので、今回は情報項目として入れさせていただいています。かかりつけ医や訪問介護ステーションの具体的な場所などについては、実際の臨床研究ではおっしゃるとおり必要なことが多いかなと思いますが、電子カルテに含まれる情報項目を挙げさせていただいています。REDCap はあくまでもツールですので、入力項目を作れば入力是可以になるのですが、その前に研究を計画して倫理委員会で審査して、この研究は本当に妥当なのか、この情報を収集することが科学的に価値あることなのかをまず審査します。また、REDCap の運用規則も施設内で決める予定でして、それに該当しているかどうかをチェックして、最終的に収集項目をプロジェクトごとに決めるということになります。

○委 員 そのプロジェクトで収集する項目を取捨選択するということですか。

○病院 機構 そのとおりです。

○委 員 ということは、今回は REDCap の運用の説明であって、先ほどの倫理委員会の審査で、研究の患者への説明や同意書取得を前提にされているのですね。

○病院 機構 そこは今までと変わらず、審査を受けてから取り組みます。

○委 員 REDCap を病院内のサーバに設置するのですか。それとも、病院外部に REDCap というサーバがあって、そこにデータを入れに行くのですか。

○病院 機構 REDCap 用のサーバを用意してそこにデータを入れることになります。今回は、KDDI が管理するデータセンターを借りる予定にしております。

- 委員 員 だからインターネットを介するわけですね。システムとしてウェブサーバを立てておいて機能だけを使っているのかと思ったのですが、それなら病院の LAN 内にサーバを置いた方がインターネットを介さないで安全なのではないですか。
- 病院 機構 おっしゃるとおりですが、導入時の初期費用が高いことと、運用のバックアップやセキュリティ対策などの面を考慮しますと、私ども病院はポートを開けたりしているところがありますので、それなら REDCap 専用としてポートを開けてもらえるデータセンターを使用したいということです。
- 委員 員 もう一つ質問なのですが、多施設共同研究ということで、これは研究プロジェクトが立ち上がるたびに複数の大学病院とか研究所が参加してアクセスできるようにして、そのプロジェクトリーダーの方が全アクセス権をもつのですか。
- 病院 機構 REDCap を導入する施設、今回であれば当施設の職員が主任研究員になった場合、データの入力時には、他の施設がどのように入力を進めているのか監査する権限があります。
- 委員 員 そうすると、研究代表者というのはプロジェクトごとの代表者ということになると思いますが、神戸市民病院の中の REDCap 内の全データに触れることが可能ということですか。
- 病院 機構 その研究プロジェクトごとの全データとなります。
- 委員 員 プロジェクトごとに分離されるわけですね。データは匿名化されるとおっしゃいましたが、時系列のデータを取るのでしょうか。たとえば A さんの4月のデータ、5月のデータ、今年のデータ、来年のデータ、というように追っていくのですか。
- 病院 機構 研究の内容によりますが、同じ患者のデータを複数回抽出する研究もあると思います。
- 委員 員 そうすると匿名とはいえ、そのデータはインデックスを持っているということですね。
- 病院 機構 REDCap に上げるときは、個人名はもちろん、病院ごとのカルテ ID などは入力しません。研究 ID と患者 ID を紐付けて、その紐付けリストは病院で厳重に管理するということになります。

- 委員 REDCap は匿名化されていますが、時系列で更新していくためには対応表が必要になってきますよね。それはどこが管理するのですか。
- 病院機構 入力のために対応表は必要になってくるのですが、それは研究ごとに研究者が厳重に管理することになると思います。
- 委員 REDCap 上のインデックスとカルテの名前の対応表は、組織として神戸市民病院が持つべきで、各々の研究者が持っていたら危険だと思います。
- 病院機構 運用の段階で、紐付けのリスト自体も病院の専門部署で管理すべきということであれば、そのような運用も検討したいと思います。15ページの右上に紐付けリストの記載がありますが、これは病院機構が管理いたしまして、第三者には見せられないとしています。
- 委員 通常の診療時においても匿名化はしています。ただし、学会発表のための準備などの際には研究者にも本人の名前は分かります。医師の場合は、それを漏らすと刑法上処罰されます。そこは刑罰で歯止めを掛けているということです。
- 委員 さきほどの介護の件ですが、市民病院は直接関わっていないと思うのですが、患者にアンケートをとるなどして、患者のデータを集めたらよいと思うのです。しかし、介護度によっても変わるし、ケアマネージャーも変わるし、かかりつけ医も訪問介護ステーションも変わり、時々刻々と介護は変わると思います。そういったフォローアップと呼ぶべきものをこのシステムにどうやって反映させていくのかな、という疑問があります。
- 病院機構 刻々と介護度やかかりつけ医が変わるといった情報について、どのように収集するのかは、研究の目的や進め方にもよると思います。例えば、研究初期時のみ集めるといったデザインもあると思いますし、変遷をみていくということもあり得ます。
- 委員 他にご質問がございませんでしたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。
神戸市民病院機構の医師等が臨床研究を実施するに当たり、臨床研究支援ツール「REDCap」を導入することは、研究者の作業時間の短縮やデータ管理の安全性が向上するなど、より効率的な研究及び新たな知見による診療の質の向上を図ることができ、公益に資すると認められること、さらに、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

⑨神戸市ホームページ・意見募集（パブリックコメント）に係る意見送信フォームの設置について

市民参画推進局参画推進部市民情報サービス課から、神戸市ホームページ・意見募集（パブリックコメント）に係る意見送信フォームの設置について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。
- 委員 入力画面で必須項目を挙げられていますが、どの程度の入力を想定されていますか。
- 市民情報サービス課 条例に基づくパブリックコメントの場合、市内在住／在勤／在学が要件になっていますので、住所は全て必要です。氏名についても全て明記していただいた上で、ご意見をいただくことになります。
- 委員 既に使われているシステムということですが、その運用にあたってこれまで個人情報に関するトラブルはありましたか。
- 市民情報サービス課 特に伺っておりません。既にご承認いただいているアンケート機能につきましては、メールアドレスは取り扱っているのですが、住所のうち区名まで、年代、性別のみで、氏名は明記していただいていない状況です。それから各々の事務にあたってアンケートの項目は異なりますので、それぞれ必要な項目を収集していたということです。
- 委員 他にご質問がございませんでしたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。
神戸市民の意見提出手続に関する条例に基づき、市民から意見募集を行うにあたり、神戸市ホームページ上の意見募集のページに意見送信フォームを設置することは、市民による意見提出機会の拡大に寄与するものであり、市民サービスの向上に資すると認められること、さらに、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

(2) その他

処理システムへの情報項目の追加について（報告）

事務局から、処理システムへの情報項目の追加について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）第 1 項関連の「個人情報を電子計算機処理することについて」類型 4 に基づき、報告がなされた。

- 委員 ただいまの報告について、ご質問等がございましたらお願いします。
- 委員 （質問等なし。）
- 委員 それでは、これをもちまして、第 88 回神戸市個人情報保護審議会を終わりたいと思います。ありがとうございました。